

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成29年10月19日（木）

担当課：健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課

件名：「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」について	
提出理由：平成30年度～32年度を計画期間とした「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」の策定にあたり、骨子案の内容について了承を得るため	
<p>内 容：</p> <p>1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を取り巻く課題に対し、解決する方策と目指す目標を定めるもの。</li> <li>・高齢者福祉全般に関する「高齢者保健福祉計画」と介護保険事業に関する「介護保険事業計画」を一体の計画として策定するもの。</li> <li>・「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に定められた市町村老人福祉計画として、また「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づく計画として位置づけるもの。</li> </ul> <p>2. 計画期間 平成30年度～32年度（3年間）</p> <p>3. 計画策定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法第117条に基づき、3年を1期とする計画を定めている。</li> <li>・「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29年6月に公布され、次の内容について定められた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域包括ケアシステムの深化・推進 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供。</li> <li>② 介護保険制度の持続可能性の確保 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。2号被保険者の介護保険料を総報酬割とする。</li> </ol> </li> <li>・今回の法改正や団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題、更にその後の高齢化の動向を踏まえ、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を進めていく必要がある。</li> </ul>	<p>4. 検討経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者や医師、歯科医師、薬剤師、高齢者関係団体、公募の市民など14名で構成される「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、策定に向けた意見交換を実施。</li> <li>・本年2月に、認定を持たない高齢者、要支援・要介護認定者や事業者に郵送アンケート調査を実施し、基礎データを収集。</li> </ul> <p>5. 基本理念 「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」第8次総合計画の基本目標1「一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち」を基本理念とし、高齢者福祉のさらなる充実を目指す。</p> <p>6. 基本目標 第7期計画では、国の方針を踏まえた上で、大和市の地域性や社会資源を適切に活用し、大和市らしい施策・取り組みを実践していくために、以下の2つを基本目標とし、それぞれの施策体系を設定する。</p> <p>基本目標1 元気にいつまでも住み続けられるまち（地域包括ケアシステムの深化・推進）</p> <p>基本目標2 安心して介護保険サービスを利用できるまち</p>
<p>経 過</p> <p>H28. 6 第1回審議会を開催</p> <p>H28. 11 第2回審議会を開催</p> <p>H29. 2 実態調査を実施</p> <p>H29. 8 第3回審議会を開催</p> <p>H29. 9 第4回審議会を開催</p>	<p>今後の予定</p> <p>H29. 10 第5回審議会（諮問）</p> <p>H29. 11 市民意見公募手続、地域説明会</p> <p>H29. 11～12 第6・7回審議会（答申）</p> <p>H30. 1 介護保険条例改正案に係る庁議</p> <p>H30. 3 議会（介護保険条例改正）</p> <p>H30. 3 第7期計画策定</p> <p>H30. 4 第7期計画スタート</p>